

工事特記仕様書

1. 事業年度 令和8年度
2. 事業名 保安林整備事業
3. 工事名 防災林造成工事(屋形(2))
4. 施工箇所 山武郡 横芝光町 屋形 地内

千葉県北部林業事務所

第1章 総則

本工事の施工に当たっては、千葉県制定「土木工事共通仕様書（令和7年度版）」及び「土木工事書類作成マニュアル（令和8年4月）」に基づいて実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

別紙図面及び数量総括表のとおりである。

第3章 施工条件

1 工程制限

(1) 植栽時期

苗木の植栽については春植えを想定している。苗木の活着を考慮して、植栽時期には充分注意すること。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議すること。

2 工期

本工事の工期は契約書記載のとおりとし、工期を厳守すること。

3 安全管理

工事現場周辺は、海水浴場等があり、通行する一般市民が多いことから、安全確保に努めること。

4 調査への協力

植栽工について、県が調査を実施する場合、それに協力すること。

5 「三者会議」の実施

三者会議は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（請負者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換を行うものである。

本工事では、施工者（請負者）から「三者会議」の開催の申し出があった場合、協議のうえ、明らかに三者会議の必要性が乏しいと判断される場合を除き、「三者会議」を開催するものとする。

施工者（請負者）は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

第4章 現場条件

1 土質

本工事の土質は、第四期沖積層（砂質土）を想定している。

土工に係る土量変化率は以下のとおりとする。

土量変化率	名称	種別
地山換算（変化率 1.00）	生育基盤盛土工	押土・掘削・積込・運搬・敷均し 等
盛土換算（締固め後） （変化率 0.90）	管理道設置工	盛土

2 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

本工事の機械施工に当たっては、低騒音・低振動及び排出ガス対策型機械を使用しなければならない。

(2) 排出ガス対策

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、国土交通省が排出ガス対策型建設機械として指定した建設機械を使用するものとする。

なお、所定の基準値を満たす排出ガス対策型建設機械を使用できないことを監督職員が認めた場合は、技術証明等によりその効果が明らかな排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

対象機種一覧

一 般 工 事 用 建 設 機 械	備 考
・一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケー	・ディーゼルエンジン （エンジン出力7.5kw～260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の安全基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

シング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	
--	--

(3) 安全対策

- ア 公道に仮設で敷鉄板を敷く場合は、一般車のスリップ事故を防ぐため「滑り止め付き敷鉄板」を使用しなければならない。
- イ 作業時の安全を図るのは無論のこと、危険箇所に第三者が立ち入らないよう注意啓発を図り、併せて工事区域内への一般車両の進入防止の措置をとること。
- ウ 工事期間中は工事車両の出入りに充分注意し、事故が発生しないように安全の確保に努めること。

(4) 重量制限

搬入用道路等を利用する際には重量制限を厳守し、また、請負者の原因で道路等に損傷を与えた場合は、請負者の責任において対処すること。

(5) 工事現場管理

- ア 建設機械の作業時及び搬入・搬出時の安全確保に充分注意しなければならない。
- イ 工事期間中は、特に気象情報等に注意し、降雨等による土砂流出等の災害が起こらないよう、現場管理に努めなければならない。

(6) 関連機関との調整

施工に際しては、文化財の保護に充分注意するとともに、工事中に遺構等文化財を発見した場合は直ちに工事を中止し、監督職員に報告のうえ、その指示に従わなければならない。

(7) 震災対策

地震発生時の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

また、地震予知情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保安措置等を講ずるものとする。

(8) 山火事防止

工事現場には消火器または防火用水を必ず備え置き、作業中の火気の使用及び作業終了時の後始末について充分注意しなければならない。

3 環境対策等

- (1) 本工事で使用する軽油については、JIS 規格軽油を使用すること。
- (2) 請負者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対し、監督職員の指示により協力しなければならない。
- (3) 請負者は、千葉県が運用を開始している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共事業における環境影響の低減」を推進し、達成するため、施工計画書の「環

境対策」内に、独立した項目として「環境に配慮した工事実施計画」について記載するものとする。

4 建設副産物

(1) 関係法令

本工事は下記法令等の適用を受ける。施工、書類の提出に当たっては、これらの法令等を遵守すること。

- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」
- ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）
- ・「建設リサイクル推進計画 2020」（国交省制定）
- ・「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」（県のガイドライン）
- ・「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」（県の処理・利用基準）

(2) 提出書類

本工事の施工に当たっては、適正な時期に以下の書類を提出し、監督職員の確認等を受けること。

ア 建設リサイクル法

- ・法第 12 条第 1 項に基づく書面（第 12 条関係様式）・・・契約前
- ・分別解体等の計画等（別表 3）・・・契約前
- ・法第 13 条に基づく書面・・・契約前

イ 県のガイドライン

（ア）着手時：COBRIS（建設副産物情報交換システム）にて計画を登録・作成し紙で各 1 部提出。

- ・再生資源利用計画書（実施書）（様式 1）※1
- ・再生資源利用促進計画書（実施書）（様式 2）※1

（イ）完成時：COBRIS（建設副産物情報交換システム）にて実績を追記し「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と合わせて紙で各 1 部提出。

- ・再生資源利用計画書（実施書）（様式 1）※1
- ・再生資源利用促進計画書（実施書）（様式 2）※1

※1 これらの記録は工事完成後 1 年間保存しておくこと。

ウ 県の処理・利用基準

- ・建設副産物処理承認申請書（様式-1）・・・着手時
- ・建設廃棄物処理委託契約書の写し・・・着手時 ※2
- ・建設副産物処理調書（様式-2）＋伝票・写真・・・完了時
- ・紙マニフェスト D 票、E 票の写し・・・完成時 ※3

※2 建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬・処理についてそれぞれの許可業者と建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」の写しを監督職員に提出すること。

※3 建設廃棄物の処理に当たって、紙マニフェスト方式による場合。電子マニフェストによる場合には、票の写しに代えて、建設廃棄物の引渡時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報を印刷し、提出する。

(3) 再生資源の利用促進

請負者は、下記の資材の利用に際し、再生資源を利用するものとする。

資 材 名	規 格	使 用 箇 所	備 考
クラッシャーラン	RC-40	路盤工	

第5章 仮設

本工事における工事用仮設物は、原則的に任意仮設である。

仮設工の施工に当たり、現地の状況を充分把握し、安全性、細部構造等については請負者において充分検討を行い、請負者の責任において決定し施工するものとする。

第6章 工事用地等

1 工事用地等

(1) 発注者が確保している用地

工事区域は県有地である。

なお、発注者が確保している工事用地・進入路以外に現場事務所等の用地及び材料置場等の用地確保が必要な場合は、請負者の責任において確保するものとする。

(2) 工事用地等の使用及び返還

発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち監督職員の立会のうえ、使用条件等の確認を行わなければならない。

また、工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知しなければならない。

第7章 工事材料

1 規格及び品質

(1) 本工事で使用する工事用材料等の種類、規格及び品質については、設計図書に表記されているもののほか、土木工事共通仕様書に定められたものでなければならない。

なお、県内生産品の使用及び熱帯木材型枠の使用削減に努めること。

2 見本又は資料提出

本工事で使用する工事用材料等については、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出し、承認を得なければならない。

3 監督職員の検査又は試験

下記の工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受け、これに合格したものではない。

なお、材料確認に当たっては、「材料確認書」を作成し、監督員に提出する。

材 料 名	検 査 、 試 験 項 目	備 考
植栽用苗木・土壌改良材・肥料	規格・寸法・状態確認	植栽工
竹簀・杭木・竹杭・横竹・亜鉛 引き鉄線	規格・寸法・状態確認	静砂工

4 県内産間伐材の使用

- (1) 本工事で使用する木材は、特に指定しない限り県内産スギ間伐材とする。
- (2) 使用する木材は、有害な腐れや割れ等の欠損のないものとする。
- (3) 設計図書に示す寸法は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に表示する場合を除き末口寸法とする。
- (4) 請負者は、使用する木材の産地及び合法性を証明する資料（ちばの木販売管理票）を監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

5 県内産苗木及び竹製品の使用

- (1) 本工事で使用するクロマツ苗木については、特に指定しない限り県内の圃場で生産されたものを使用するよう努めること。なお、県内産苗木の調達が困難な場合には、監督職員と協議すること。県外産苗木を調達する場合においては、近隣都県の圃場で生産されたものを使用するよう努めること。その他の苗木についても、特に指定しない限り県内の圃場で生産されたものを使用するよう努めること。
- (2) 本工事で使用する竹製品は、特に指定しない限り県内で伐採された竹材により生産されたものを使用するよう努めること。
- (3) 請負者は、使用する苗木等の産地を証明する資料を監督職員に提出し、確認を受けなければならない。なお、県内産苗木等の調達が困難な場合には、監督職員と協議すること。
- (4) クロマツ苗木については、入荷の際に林業種苗法第 18 条に規定された「生産事業者表示票」が添附されていることを確認し、3 の材料確認時に監督職員へ写しを提出すること。

6 チェーンソー用オイルについて

本工事で使用するチェーンソーオイルは、生分解性潤滑油とし、エコマーク商品等の生分解性が明らかな商品を使用しなければならない。

第 8 章 施工

1 一般事項

設計図書を熟読し、施工内容を充分把握すること。特に完成時確認が困難な工種については直接測定、撮影記録等による施工管理を充分に行うこと。

また、請負者は工事施工において、自ら立案、実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

不明な点については監督職員と打合せを行うこと。

(1) 水準点

本工事の水準点は、図面に示す BM（測量標）を使用しなければならない。

(2) 検測又は確認

本工事の検測、確認を下記の段階で受けなければならない。

なお、段階確認に当たっては、「段階確認書」を作成し、監督員に提出する。

工 種	作 業 段 階	備 考
準備工	伐開前	施工範囲の確認
植栽工	生育基盤盛土丁張時 生育基盤盛土完了後 埋めわら時 植栽木仮植完了時 植付け時	仮植を行った場合
管理道設置工	管理道路丁張時	

2 中間検査

(1) 本工事が、低入札価格調査制度調査対象工事（以下「調査対象工事」という）に該当した場合は、千葉県建設工事検査要綱（検査の区分を規定）及び中間検査実施細則（中間検査実施区分を規定）の定めに関わらず、中間検査の指定対象工事として中間検査を実施する。

ア 調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ヶ月に1回、隔月ごと、及び主要工種を考慮し施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。

なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。

イ 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象とはしない。

3 その他

本工事において、安全パトロール等を実施する場合には協力すること。なお、時期等詳細については別途監督職員から連絡する。

第9章 各工種

下記に定める事項以外は、「土木工事共通仕様書（令和7年度版）」に基づいて行う。

1 植栽工

生育基盤盛土工における盛土は植栽基盤であるため、極力締固めを行わないこと。また、施工後法面の侵食等が発生した場合は、監督職員に報告すること。

植栽方法は、特に設計図書に定める場合を除き、下記によること。

【全樹種共通】

- (1) 植栽間隔は、原則として仕様図に示すとおりとすること。
- (2) 苗木を現場に搬入した際は、早急に植栽するよう努めること。
- (3) 直射日光が強いとき及び強風時の植付けは極力避けることとするが、やむを得ず実施する場合は、苗木、植穴、覆土等の乾燥に充分注意すること。
- (4) 気象状況により乾燥が続く、植付け後の活着が危ぶまれる場合は作業を中止し、監督職員に報告すること。

【クロマツコンテナ苗】

(1) 仮植

コンテナ苗については、仮植を必要としない。

(2) 苗木の取り扱い

ア 苗木の輸送、保管に当たっては、凍結、乾燥、むれ等により枯損したり、活着率が低下しないようにしなければならない。苗木を立てて寄せ並べ、必要に応じて直射日光の遮断や灌水等により、乾燥防止の措置を講ずることとする。

イ 苗木の輸送、植付に当たっては、根鉢を崩さないように丁寧に扱うこと。

ウ 植付等苗木を携行する際は、苗カゴ、梱包ネット等を使用し、根鉢を崩さないよう丁寧に扱うこと。

(3) 植付方法

ア 植付位置の選定

植付の列間・苗間は設計図書に記載のとおりとし、その位置に根株、岩石等障害物がある場合は、その近くの活着、生育ともに良好な箇所を選び植付けること。

イ 植付には、苗木植付器等、現地に応じたものを使用する。

ウ 植付地点を中心として、必要に応じた広さの範囲にある地被物をきれいに取り除き、植穴はコンテナの容量と形状に応じた深さ、幅とする。乾燥が懸念される場合は、根鉢の上端より 2cm 程度上の高さが植付後の地表面となるように深めに植えつけること。

エ 植穴には地被物が入り込まないようにし、植穴と培地が密着するように苗木を入れ、空隙が生じないようにする。また、空隙が生じた場合は、地被物を含まない土壌を補填すること。

オ 根鉢をつぶさないように適度に踏み固める。

カ 根鉢上面に覆土した後、地被物で苗木の根元周辺を被覆する。

【トベラ・マサキ】

- (1) 苗木を運搬する際は、根をこも、むしろ等で包まなければならない。運搬中は損傷しないよう取り扱うとともに、乾燥には充分注意しなければならない。なお、搬入から植栽までに期間が空く場合には、仮植を行うこと。
- (2) 苗木を仮植する場所は、日陰かつ適湿の土地であって、雨水の滞水しない所を選定すること。
- (3) 植穴は、径及び深さをそれぞれ 30cm 程度掘って耕運し、石礫及び根株等有害な物を除去すること。
- (4) 植付けはやや深めにし、根を自然状態のまま広げて植穴中央に立て、苗木を揺り動かしながら手で覆土し、苗木を少し引き上げ加減にして周囲をよく踏み固め、その跡が窪みにならないように幾分高めに行うものとする。なお、深植、浅植にならないように植栽するとともに、引っ張った際に苗木が簡単に抜けないことを確認する。

2 静砂工

- (1) 竹杭の施工に当たっては、節止が上になるよう施工すること。
- (2) 管理用として、隣接区画に移動できるよう静砂工（低）に開口部を 1 マス当り 1 箇所以上設けるものとする。請負者は静砂工（低）の開口部について施工計画図を作成し、監督職員と協議すること。

第 10 章 労働安全の確保

作業員に対する安全衛生の確保及び第三者に対する危険の防止については、充分注意しなければならない。

工事現場の安全対策については、土木工事安全施工技術指針、森林土木工事安全施工技術指針その他関係法令を順守し、事故の未然防止に努めなければならない。

第 11 章 施工管理

本工事の施工管理は、別紙に定める「施工管理基準」を除き、「千葉県土木工事施工管理基準（令和 7 年度版）」に基づき実施する。

第 12 章 工事カルテ

1 工事カルテ作成登録

本工事は、(財)日本建設情報総合センターが実施する工事实績情報サービス (CORINS) への登録対象工事である。

「工事カルテ」登録申請の概要

- (1) 登録内容は、事前に監督職員の確認を受ける。
- (2) 受注時登録は、契約日から土曜日・日曜日・祝日等を除き 10 日以内とする。
- (3) 変更時登録は、変更日から土曜日・日曜日・祝日等を除き 10 日以内とする。

- (4) 変更時登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。
- (5) 登録データに訂正があった場合は、適宜提出するものとする。

第13章 条件変更の補足説明

設計変更等については、契約書第19条から第25条及び土木工事共通仕様書 第1編共通編1-1-15から1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）（令和3年1月）」によることとする。

第14章 電子納品

- 1 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（平成20年5月）：（以下、「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。
- 2 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で1部提出する。
「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン【土木工事編】（平成28年1月）」を参考にするものとする。
- 3 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで別添1と合わせて提出すること。

第15章 狩猟解禁に伴う事故防止について

- 1 例年11月15日から翌年2月15日までの期間は狩猟期間となっており、当工事用地も狩猟可能区域に含まれている可能性があることから、当工事用地を管轄する地域振興事務所等に確認すること。
なお、各地域振興事務所の連絡先と管轄区域は下表のとおり。

県機関名称	管轄区域	所在地	電話番号
海匠地域振興事務所	銚子市・旭市・匝瑳市	旭市ニ 1997-1	0479-64-2825
山武地域振興事務所	東金市・山武市・山武郡 ・大網白里市	東金市東新宿 1-1-11	0475-55-3862
長生地域振興事務所	茂原市・長生郡	茂原市茂原 1102-1	0475-26-6731

- 2 当工事用地が狩猟可能区域である場合は、下記に留意すること。

- (1) 赤道等の作業箇所入口付近の草等を刈り払い、明るくしておくこと。
- (2) 作業箇所には、必ず「森林内作業中、発砲禁止」等の看板を設置すること。
- (3) 犬の鳴き声や人の話し声が聞こえた場合には、チェーンソーやラジオの音、笛や掛け声等により人間の存在を知らせること。
- (4) 作業者は、明るく目立つ服装をすること。
- (5) 身に危険を感じる場合や、疑問点がある場合は、環境生活部自然保護課（043-223-2058）、前項の県機関または最寄りの警察署に連絡すること。

第 16 章 自然公園特別区域への車両乗り入れ規制

海岸林を含む九十九里海岸は、多くが自然公園特別区域内の車両乗入れ規制区域に指定されており、車両乗入れの際は当該区域を管轄する県土木事務所の許可が必要となるが、本工事に係る乗り入れ車両は「森林施業のために使用する車両」であるため、北部林業事務所から、乗り入れ許可の適用除外車両である旨を示す通行証の発行を受けることとする。

第 17 章 植栽工について

- 1 植栽工については、完成検査時点における苗木の活着状況及び緑化目標に対する成果確認が困難なため、請負者は発注者が示す方法に従い、下表に示す時期に生育調査を実施することとする。

施工時期	調査時期	施工時期	調査時期
4～5月	施工後 90 日	9～10 月	翌年度の 6 月初旬
6～8 月	10 月～11 月中旬	11～3 月	翌年度の 7 月初旬

- 2 調査の結果、苗木の活着率が低い場合及び緑化資材の生育状況の不良範囲が広く目的を達成し得ないと判断される場合は、発注者と協議のうえ、その原因が請負者の責による場合は、経過観察又は請負者の費用負担による再施工等の必要な措置を講じるものとする。ただし枯損等の原因が施工後長期間にわたる無降雨等の天候不順、台風や豪雨等の自然災害、法面からの湧水、鳥獣被害など請負者の責によらない場合は、この限りではない。
- 3 上記 2 により再施工等の措置を講じた場合は、措置完了後すみやかに施工結果報告書を作成し、発注者に提出するものとする。

第 18 章 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならず、その証紙の写し及びそれに代わるものを、打ち合せ簿を介して監督員に提出するものとする。

第19章 快適トイレ

- 1 本工事は、快適トイレ対象工事である。
- 2 受注者は、当該工事の現場に快適トイレを設置する場合は、事前に工事打合せ簿により設置基数、設置期間、仕様について、監督職員と協議すること。
- 3 快適トイレは、以下の(1)～(11)の仕様を満たすこと。なお、(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【トイレに求める機能】 ※必須

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】 ※必須

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】 ※任意

- (12) 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
 - (13) 擬音装置（機能を含む）
 - (14) 着替え台
 - (15) 臭気対策機能の多重化
 - (16) 室内温度の調整が可能な設備
 - (17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）
- 4 快適トイレの設置に要する費用は、通常の仮設トイレとの差額として、1基あたり51,000円/月を上限に、発注者が負担する。ただし、工事期間中に、通常の仮設トイレから快適トイレに変更した場合、又は快適トイレから通常の仮設トイレに変更した場合は、費用負担の対象としない。
 - 5 発注者が費用負担する快適トイレは、1現場1基までとする。ただし、男女別に設置する場合には、1現場2基までとする。
 - 6 発注者が負担する快適トイレの設置に要する費用は、設計変更で対応する。
 - 7 受注者は、快適トイレに係る支出実態のわかる資料を、監督職員に提出すること。

第20章 千葉県建設キャリアアップシステム活用工事

- 1 本工事は、千葉県建設キャリアアップシステム活用工事の対象工事とする。
- 2 受注者は、工事の締結後、工事着手前にCCUS活用の希望の有無について、監督職員と協議すること。
- 3 工事の実施にあたっては、最新版の「千葉県建設キャリアアップシステム活用工事 試行要領」に基づき行うこと。

第21章 遠隔臨場

本工事について、遠隔臨場の試行を希望する場合は、発注者と協議し、試行可能と回答が得られた場合は「遠隔臨場試行工事（発注者指定型）」とすることができる。

1 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事

「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（以下、「本試行工事」という。）」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、ウェアラブルカメラ等とWeb会議システム等を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、本試行工事は『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）』の内容に従い実施する。

2 試行内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声をスマートフォン向けのTV電話やWeb会議システムを利用しながら確認するものである。試行内容については、受注者との協議により実施するものとする。
- ② 確認実施者が現場技術員の場合は、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保存する。（従来の立会資料の管理同様とする。）
- ③ ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル；Wearable）なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。一般的な Android やi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 機器の準備

本試行工事に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとし、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や既に使用しているWeb会議システム等を含

め詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 効果の検証

本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(4) 費用

本試行に要する費用は、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は、基本的にはリースとし、その賃料を計上するが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合には、その購入費に機器の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、同様の考え方とする。

第22章 情報共有システムの活用について

本工事は、情報共有システムの対象工事である。ただし、活用による生産性向上が見込まれないなどと判断される場合は、受発注者間の協議により、実施の有無を決定することとする。

実施にあたっては最新版の「千葉県県土整備部情報共有システム実施要領」に基づくものとする。

第 23 章 難工事の指定

本工事は、千葉県農林水産部難工事として指定した工事である。

第 24 章 週休 2 日制適用工事

- 1 本工事は、週休 2 日制適用工事である。
- 2 受注者は、現場閉所による週休 2 日工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）達成相当の経費を補正している。
- 3 受注者が週休 2 日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休 2 日交替制工事に変更することができる。
- 4 週休 2 日制の実施にあたっては、最新版の「週休 2 日制適用工事実施要領」に基づき行うこと。

第 25 章 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。
- 2 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議することとし、希望するときは、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測

方法及び計測結果の報告方法を記載すること。

- 3 工事の実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について（令和元年 6 月 26 日付け元林整計第 68 号林野庁森林整備部計画課長）」に基づき行うこと。

第 26 章 その他

- 1 履行報告は、毎月、月末時点での工事進捗状況について、当月最終営業日までに提出すること。備考欄には予定工程に対しての先行または遅れ日数を記入する。また、工事着手前にも、予定工程を記入して提出すること。
- 2 この特記仕様書に定めのない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。
- 3 工事用台帳を作成するため、工事写真以外に施工前と施工後に工事看板を入れずに全景写真を撮影し、電子媒体で提出すること。

(別添 1)

様式-1

電 子 媒 体 納 品 書

主任監督員

千葉 太郎 様

請負者 (住所) 千葉市中央区市場町1-1

(氏名) 千葉建設株式会社

(現場代理人 氏名) 千葉 次郎

下記のとおり電子媒体を納品します。

記

契約年度	令和 ○○ 年度				
工事番号	○○○				
CORINS 登録番号	○○○○○○○				
建設技術センター登録番号	—				
工事名	○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事				
電子媒体の種類	規格	単位	数量	作成年月	備考
CD-R	ISO9660 (レベル 1)	部	1	令和○○年○月	

備考

主任督職員に提出

1/2:DRWINGS,PLAN,MEET を格納

2/2:DRWINGF,PHOTO,OTHRs を格納

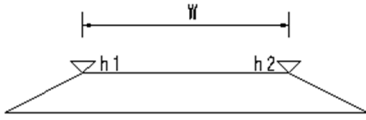
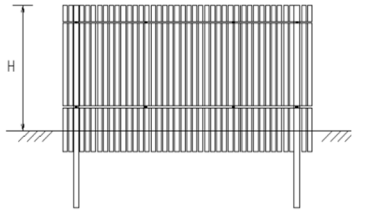
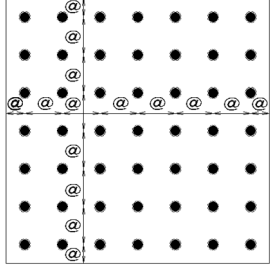
電子納品チェックシステムによるチェック

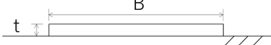
電子納品チェックシステムのバージョン: 6.0.1

チェック年月日:令和○○年○○月○○日

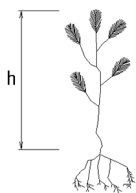
施工管理基準

(別紙)

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	備考
生育基盤盛土工	基準高 ▽h	-50mm	20mに 1箇所		1-2-3-3 盛土工準用
	幅 W	-100mm			
静砂工	高さ H	±75mm	(高)、(低) それぞれ 50mに1 箇所		
	延長 L	-1.5%	一辺ごと		
植栽工	本数 n	設計値以上	標準地の 全数		各工区ごとに下 記の標準地を 設定 1ha 未満:2 箇 所以上 1ha 以上:3 箇 所以上
	列間隔 苗間隔 @	±200mm	縦横一辺ご との植栽間 隔		
	植付け穴 w1 w2 (コンテナ 苗を除く)	-50mm	標準地の 各樹種本数 の50%以 上		
埋めわ ら	使用量	設計値以上	面積		
敷わら	使用量	設計値以上	面積		
肥料	使用量	設計値以上	空袋数		空袋の写真を 確認

土 壌 改 良 材	使用量	設計値以上		空袋数		空袋の写真を確認
管理道	幅 B	－100mm		施工延長 40m につ き 1 箇所、 40m 未満 の場合は 1 施工箇所につ き 2 箇所		
	厚さ t	－45mm				
	延長 L	L < 50m	－100mm	－		
		L ≥ 50m	－0.2%			

品質管理基準

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	備考
植栽工	樹高 h	設計値以上	200 本未満:3% 1,000 本未満:1.5% 1,000 本以上:0.8%		材料搬入時
	根元径	設計値以上			